

# 総論 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

国においては、急速な少子化の進行や、核家族化・高齢化の進展に伴う地域とのつながりの希薄化など、地域・家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的として、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。（平成 20 年 12 月一部改正）

本市においても、本法に基づき、平成 17 年 3 月に、「川西市次世代育成支援対策行動計画～げんきっ子かわにし夢プラン～（前期計画）」を策定、これに続く後期計画を平成 21 年 3 月に策定しました。

その後も引き続き少子化の進行、並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭・学校、地域・職域その他のあらゆる分野の構成員が相互に協力し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て関連 3 法」が平成 24 年 8 月に成立し、『子ども・子育て支援新制度』が創設され、市町村は子ども・子育て支援事業計画を定め、子ども・子育て支援給付及び、地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされました。

本市においては、これまでも子どもを取り巻く様々な分野の施策を総合的に推進してきましたが、出生率の減少傾向が続き、保育サービスにおいては待機児童がみられ、今後も一層の地域の子育て・家庭支援の充実、就学前教育・保育の質の向上などが求められています。

本計画は、国の動向や本市の社会的背景に対応し、「川西市次世代育成支援対策行動計画～げんきっ子かわにし夢プラン～（後期計画）」を引き継ぎながら、子ども・子育て支援新制度の理念や意義を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

## 2 子ども・子育て支援に関わる動向

### (1) 国の動向

#### 【エンゼルプラン～子ども・子育て応援プラン】

国では、少子化対策として、平成6年12月に「エンゼルプラン」、「緊急保育対策等5か年事業」の策定以降、様々な対策を実施してきました。

平成15年7月には、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図ることを目的に「次世代育成支援対策推進法」（平成20年12月一部改正）が制定され、地方公共団体や一定の事業主に行動計画の策定を義務づけるなど、次世代育成支援の推進を図ってきました。

また、同時期に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、この大綱に盛り込まれた施策を効果的に推進するため、「子ども・子育て応援プラン」を策定し、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」、「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」、「子育ての新たな支え合いと連帯」という4つの重点課題に沿って、平成17年度から平成21年度までに講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、少子化の流れを変えるための対策を集中的に取り組むこととしました。

#### 【「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、ワーク・ライフ・バランス憲章及び行動指針】

平成19年12月、一層少子高齢化が進行する現状から、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に進めることが必要不可欠とされ、この実現のため、「仕事の生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。

憲章では、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきであるとし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者それぞれが、果たすべき役割を掲げています。

### 【「新待機児童ゼロ作戦」の策定】

「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略を踏まえ、平成20年2月、「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことをめざす「新待機児童ゼロ作戦」を展開することとしました。具体的には保育所の受入れ児童数の拡大、家庭的保育事業の制度化・普及促進、放課後児童クラブの推進、病児・病後児保育事業や事業所内保育施設に対する支援の充実、保育士の専門性の向上などの取組です。

### 【5つの安心プラン「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」の策定】

平成20年7月、社会保障に関する5つの課題について緊急に講ずべき対策と工程を「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」としてとりまとめました。その5つの課題の一つとして、「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」を推進することとしました。

### 【次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方】

社会保障審議会少子化対策特別部会において平成20年5月に取りまとめられた「次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」にも、我が国の少子化の現状は猶予を許さないものであり、新制度体系がめざすものとして、①「すべての子どものすこやかな育ちの支援」という考えを基本に置くことが重要、②結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現、③働き方の改革と子育て支援の社会的基盤の構築、④次世代育成支援が、将来の我が国の担い手を育成となる基礎であり、『未来への投資』であるという視点を共有する、などを掲げています。そして、働き方の見直しに係る取り組みを推進するとともに、子育てを支えるサービスの大幅な拡大を図るため、希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるための保育等のサービス基盤を確保するとともに、誰もがどこに住んでいても必要な子育て支援サービスを受けることができる子育て支援のあり方が示されました。

さらには、平成22年1月に、子どもと子育てを社会全体で応援する、子育て支援策の方向性を定めた「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

### 【子ども・子育て関連3法の制定と子ども・子育て支援新制度の創設】

引き続き急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、子ども・子育て支援給付や子どもと子育て家庭に必要な支援を行い、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に、平成24年8月、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の

一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」より「子ども・子育て関連3法」を制定、本法に基づく『子ども・子育て支援新制度』の平成27年4月の施行の見込みとなっています。

#### 【次世代育成支援対策推進法の延長】

平成27年3月までの時限法として制定された、「次世代育成支援対策推進法」について、「子ども・子育て支援法」の附則第2条に、平成27年度以降の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講じる旨の規定がされ、具体的な検討が進められています。

### (2) 兵庫県の動向

全国的に少子化が急速に進行する中、兵庫県では、平成9年度に「“すこやかひょうご”子ども未来プラン」を策定し、家庭や子育てに夢をもつことができる社会を目指し少子対策に取り組んできました。その後、一層の取組強化に向け、平成17年8月に少子対策本部を設置、同年度末に「ひょうご子ども未来プラン」を策定し、総合的・先導的な少子対策を推進してきました。しかし、女性人口の減少、結婚・子育てに対する若者の意識の変化、子育て中の親の孤立化や深刻な児童虐待など、子育てをめぐる環境は様々な課題に直面しており、これに対応し、質の高い子育て支援環境づくりの強力に推進するため、平成21年3月、「新ひょうご子ども未来プラン」を策定しました。これに基づき、地域団体・NPO、企業・職域団体、大学、市町等と連携して、地域における少子対策・子育て支援に取り組んでいます。

### (3) 川西市の動向

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に「川西市次世代育成支援対策行動計画（前期計画）～げんきっ子かわにし夢プラン」を策定、これを引き継ぐ後期計画を平成21年3月に策定し、次代を担う子どもたちが夢を抱き、広げ続けていくために、一人ひとりの個性や自主性を尊重できる社会を大人たちが実現していくことができるまちづくりをめざして、次世代育成支援施策を推進しています。

一方、保育を巡る環境が大きく変化している中、平成21年11月に保育所の施設整備に重点を置いた「川西市保育所整備計画」を策定し、潜在的な保育需要への対応、とりわけ3歳未満の低年齢児の待機児童対策、公立保育所の建物の老朽化対策、保育所の適正配置等の課題に対応する施策を推進しています。

### 3 計画の位置づけと期間

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画として策定するものです。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、計画的に取組を推進します。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を一部改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されています。本市においては、本計画を、川西市次世代育成支援対策行動計画の考えや取り組みを踏襲し、同法に基づいたこれからのまちづくりを担う次世代の健全な育成を図る計画としても位置づけます。

加えて、市の上位計画である第5次川西市総合計画「かわにし 幸せ ものがたり」の個別計画として、本市の施策を総合的・一体的に進めるため、第4次川西市地域福祉計画はもとよりその他関連する計画とも整合性を保ちながら策定しています。

#### (2) 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

また、「次世代育成支援対策推進法」では、\*\*\*\*\*。

## 4 計画の策定体制

### (1) 市民ニーズ調査の実施

本計画をするにあたり、幼児教育・保育・地域の子育て支援への希望や安心して子育てができるまちづくりを推進するための意見や要望を把握するため、以下の2種類の調査を実施しました。

#### ①子育て支援に関するアンケート調査

調査目的：幼児教育・保育・地域の子育て支援への具体的な利用希望の把握

調査地域：市内全域

調査対象：市内に居住する就学前児童（0歳から5歳）の保護者

標本数：3,000件

抽出方法：住民基本台帳登録者のうち、0歳から5歳の子どもを持つ保護者3,000名を無作為抽出

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：平成25年10月8日～10月31日

回収状況：1,609件（有効回答率＝53.6％）

#### ②子育て支援に関するアンケート調査 追加調査

調査目的：安心して子育てができるまちづくりの推進に向けた意見や要望の把握

調査地域：市内全域

調査対象：市内に居住する0歳から小学校6年生の児童の保護者

標本数：1,500件

抽出方法：住民基本台帳登録者のうち、0歳から12歳の子どもを持つ保護者1,500名を無作為抽出

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：平成26年1月14日～1月31日

回収状況：\*\*\*\*件（有効回答率＝\*\*\*\*％）

### (2) 「川西市子ども・子育て会議」の開催

本計画を策定する過程では、学識経験者、子どもの保護者、子育て支援事業従事者等により構成される「川西市子ども・子育て会議」において、本市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状や課題を調査し、計画内容について検討しました。

## 5 次世代育成支援行動計画の評価

本市では「川西市次世代育成支援対策行動計画」(前期：平成 17 年度～平成 21 年度、後期：平成 22 年度～平成 26 年度)の計画の基本理念「子どもたちが夢を掲げ、子どもとおとなが育ち合うまちづくり」に基づいて、さまざまな施策を実施しています。また、学識経験者をはじめとした庁外関係機関・団体の代表等から構成される「川西市社会福祉審議会 児童育成専門部会」を設置したうえで、次世代育成支援に関するさまざまな内容を検討・推進する仕組みに基づいて施策を推進しています。

「川西市次世代育成支援対策行動計画」は平成 26 年度で終了するものの、引き続き次世代育成支援対策を推進するとともに、新たな子ども・子育て支援の観点を盛り込むために、これまでの計画全体に関わる事項をはじめ、「川西市次世代育成支援対策行動計画」の計画の柱別の指標について評価結果を取りまとめました。

### ■次世代育成支援行動計画の評価・まとめ

平成 24 年度末の進捗状況では、全 182 事業のうち、「平成 23 年度、平成 24 年度とも目標値に達成しているもの 36 事業」、「平成 23 年度、目標値に達成していたが、平成 24 年度は達成していないもの 4 事業」、「平成 24 年度、目標値に達成しているもの 3 事業」、「平成 26 年度の目標値の設定はないが、引き続き継続又は推進している事業 98 事業」、「目標値未達成 41 事業」ありました。

概ね 77%の事業が、前進及び達成していますが、一部目標を達成してもまた未達成になるなど、その状況は確定的なものばかりではないため、目標値に達成した事業も含め、引き続き推進していく必要がある状況でした。

また、国指定特定事業(通常保育事業、延長保育事業、延長保育事業、特定保育事業、休日保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業)の目標事業量については、平成 24 年度末の目標値を達成している指標 8/11、推進中の指標 1/11、検討中の指標 2/11 と、概ね一定の成果が得られています。

平成 27 年度からの支援新制度に向けて、これまでの川西市次世代育成支援対策行動計画を引き継ぎ、市民ニーズに対応できるよう、達成事業のさらなる充実、未達成事業の目標に向けたさらなる推進を図っていく必要があります。

計画全般に関わる事項

区分	評価指標	評価指標値			
		計画策定時 (年度)	23年度	24年度	26年度 (目標値)
①	出生数	1,235人 (19年度)	1,198人	1,143人	増加
①	合計特殊出生率	1.21 (20年度)	1.2	1.23	増加
①	世帯あたりの子どもの数 〔26,056人(18歳未満人口)/58,492世帯(一般世帯数)〕(国勢調査)	0.45人 (17年度)	0.42人	—	増加
②	乳児死亡率	1.6人 (17年度)	3.3人	3.4人	0.0人

基本目標Ⅰ こどもの権利と安全を守る

区分	評価指標	評価指標値			
		計画策定時 (年度)	23年度	24年度	26年度 (目標値)
①	15歳以下の子どもの交通人身事故発生件数	41件 (20年度)	45件	36件	減少
①	15歳以下の子どもの交通事故死傷者数	86件 (20年度)	72人	71人	減少
①	未成年者(20歳未満)が被害者となった犯罪・事故等の被害件数	278件 (20年度)			減少
③	子どもの虐待を見たり聞いたりしたことのある人の割合 (次世代育成支援に関するアンケート調査)	5.1% (20年度)	-	-	減少
③	いじめを受けたことがある子どもの割合 〔小学生〕(子どもの実感調査)	39.0% (20年度)	34.0%	-	減少
③	いじめを受けたことがある子どもの割合 〔中学生〕(子どもの実感調査)	27.0% (20年度)	18.0%	-	減少
③	スクールカウンセラーを配置している学校の割合	9校 (20年度)	10校	10校	増加
②	不登校児童・生徒の割合	0.9% (19年度)	1.2%	1.1%	0.9%
②	「こどもをまもる110番のおうち」軒数	1,804軒 (19年度)	2,098軒	2,082軒	2,200軒

基本目標Ⅱ 多様な子育て支援サービスを展開する

区分	評価指標	評価指標値			
		計画策定時 (年度)	23年度	24年度	26年度 (目標値)
②	子育てがしやすいと感じる市民の割合 (市民実感調査)	22.7% (19年度)	31.8%	36.7%	30.0%
②	保育所の入所待機児童数	13人 (19年度)	14人	21人	0人
①	希望した時期に保育サービスを利用できた人の割合 (次世代育成支援に関するアンケート調査)	35.3% (20年度)	-	-	増加
②	留守家庭児童育成クラブが楽しいと感じている子どもの割合	82.0% (19年度)	82.7%	89.6%	90.0%
②	母子自立支援制度を利用し、就労に結びついた割合	94.7% (19年度)	75.0%	-	95.0%

基本目標Ⅲ 母と子のいのちと健康を守る

区分	評価指標	評価指標値			
		計画策定時 (年度)	23年度	24年度	26年度 (目標値)
②	妊娠から出産、及び産後の保健・医療サービスについて満足している母親の割合	67.3% (19年度)	86.6%	73.9%	75.0%
③	健康診査を受診した割合 (4ヶ月児健康診査)	97.3% (20年度)	97.1%	97.5%	97.8%
③	健康診査を受診した割合 (10ヶ月児健康診査)	95.7% (20年度)	95.8%	96.7%	96.0%
③	健康診査を受診した割合 (1歳6ヶ月児健康診査)	97.2% (20年度)	98.5%	97.3%	98.0%
③	健康診査を受診した割合 (3歳児健康診査)	94.8% (20年度)	94.1%	94.4%	95.0%
③	こにちは赤ちゃん事業訪問率	83.9% (20年度)	92.1%	91.3%	92.0%
③	予防接種率(乳幼児法定接種分)	65.3% (19年度)	114.5%	87.8%	75.0%
②	むし歯のない3歳児の割合	81.4% (19年度)	85.6%	86.0%	83.0%

基本目標Ⅳ 子どもの豊かな個性と生きる力を育む

区分	評価指標	評価指標値			
		計画策定時 (年度)	23年度	24年度	26年度 (目標値)
③	小さな子どもとふれあう機会のない児童・生徒の割合〔中学生〕 (次世代育成支援に関するアンケート調査)	16.3% (20年度)	—	—	減少
③	小さな子どもとふれあう機会のない児童・生徒の割合〔高校生〕 (次世代育成支援に関するアンケート調査)	18.9% (20年度)	—	—	減少
②	学習内容を理解していると感じている児童の割合〔小学6年生〕 (全国学力・学習状況調査)	78.0% (19年度)	-	80.2%	85.0%
②	学習内容を理解していると感じている児童の割合〔中学3年生〕 (全国学力・学習状況調査)	65.0% (19年度)	-	66.7%	72.0%
②	学校に行くことが楽しいと感じている子どもの割合〔小学生〕 (子どもの実感調査)	83.0% (19年度)	83.0%	-	85.0%
②	学校に行くことが楽しいと感じている子どもの割合〔中学生〕 (子どもの実感調査)	73.0% (19年度)	79.0%	-	80.0%
②	朝ごはんを必ず食べる子どもの割合 〔小学6年生〕(全国学力・学習状況調査)	87.0% (19年度)	-	96.3%	90.0%
②	朝ごはんを必ず食べる子どもの割合 〔中学3年生〕(全国学力・学習状況調査)	82.0% (19年度)	-	93.0%	85.0%
②	小学生肥満児出現率	6.8% (19年度)	5.1%	2.0%	6.0%
②	特別支援教育の充実度	31.0% (19年度)	31.8%	29.7%	80.0%
②	学校・園施設の耐震化率	39.8% (19年度)	66.9%	79.7%	88.1%

## 基本目標Ⅴ 男女が参画し、地域でともに子どもを育てる

区分	評価指標	評価指標値			
		計画策定時 (年度)	23年度	24年度	26年度 (目標値)
②	住んでいる地域の学校の様子を知っている市民の割合 (市民実感調査)	32.4% (19年度)	32.6%	32.6%	35.0%
②	保護者や地域の声が学校運営に反映されていると感じている市民の割合 (市民実感調査)	18.5% (19年度)	17.2%	16.8%	20.0%
①	育児休業制度の取得状況 (次世代育成支援に関するアンケート調査)	17.8% (20年度)	-	-	増加

※評価指標の区分：

- ① 国の「後期次世代育成支援行動計画策定の手引き」に記載があるもの
- ② 第4次川西市総合計画・後期基本計画に記載があるもの
- ③ 川西市が本計画で新たに設定したもの

※計画策定時（年度）：

次世代育成支援対策行動計画（後期計画）を策定した時点のデータ。この数値の調査時点を記載しています。